

令和元年度 第3回 八千代市通学区域審議会記録

日時 令和元年10月1日 17時30分から19時10分
場所 八千代市教育委員会大会議室
議題 議事 みどりが丘小学校及び新木戸小学校の通学区域と今後の対応について
許可学区について
今後の日程について

公開又は 公開

非公開の別

出席者 <以下敬称略>

村山和一，鷹野元嗣，江口弘幸，北林義博，
相馬剛，岡俊博

事務局 教育次長 吉村昌彦，教育総務課長 島津俊明
学務課長 長島秀一，指導課長 嶺岸秀一，
保健体育課長 加藤英昭
事務局員 兒玉健司，丹治貴史，村瀬正

傍聴者定員 7名

傍聴者 5名

審議会長 議事に先立ちまして、9月開催の八千代市議会第3回定例会について事務局より報告がありますので、御願います。

事務局員 本日の内容は、お手元の資料の通りです。本日は審議によって決めていただくことがいくつかございますので、この順に沿って審議をしていただきたく存じます。

それでは、議事内容に入る前に、本年9月議会において、通学区域に関する質問及び答弁がありましたのでご報告いたします。

まず1点目として、高山議員より9月議会において、未来を見据えた学校適正配置という観点から、児童生徒数の将来見込みを今まで以上に注視していく必要性が挙げられました。この点については、本課においても本市の人口ビジョン等と関係部局と連携をとってまいりたいと考えています。また、本審議会が現在審議中のみどりが丘小学校通学区域の再編成について、過去の経緯や市民の多様性を踏まえた対応をしてほしいとの要望もございました。これからの審議に大きくかかわる内容となっておりますので、審議委員の皆様においても、十分にご理解いただいたうえでご審議なさいますようお願い申し上げます。

また、飯川議員より9月議会において、緑が丘西地域における中学校と開発の経緯についてのご質問がございました。緑が丘西地域は、みなさまご存じの通り、小学校がみどりが丘小学校学区に対し、中学校区は高津中学校と睦中学校になっております。現時点では、両校の6年後の

推計でも学級数に大きな変化はありませんが、緑が丘西地域の人口は増加傾向にありますので、この点においてもご承知おきください。

加えて、9月21日に高津・緑が丘地区の市政懇談会が開催され、地域の皆様からも緑が丘西地域の中学校区についてのご質問・ご意見がございました。緑が丘西地域の中学校区については、住民の皆様からの要望も多く挙がっておりますので、特に本日の「はぐみの杜」中学校区の許可学区の際に、慎重な審議をどうぞよろしく願いいたします。

以上、9月に開催されました八千代市議会第3回定例会について報告いたしました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

審議会長

ただいま、事務局から八千代市議会第3回定例会についての報告がございました。委員の皆様からなにかございますか。

ないようですので、議会報告にありました意見を十分踏まえながら審議に生かしていくことといたします。委員の皆様どうぞよろしく願いいたします。それでは、続いて議事に移ります。はじめに、みどりが丘小学校及び新木戸小学校の通学区域の現状と今後の対応について事務局より説明をお願いします。

事務局員

まずは、9月11日に新木戸小学校、9月19日にみどりが丘小学校で開催いたしました「みどりが丘小学校通学区域の見直しに関する説明会」についてご説明いたします。なお、具体的な内容について、すでにこれまでの審議会でお伝えしてきた内容と重複いたしますので、スライドをもって代えさせていただきます。

事務局からは、みどりが丘小学校設立の経緯、みどりが丘小学校の通学区域、開校からのみどりが丘小学校の学級数・児童数、通学区域が変更とならない場合の今後のみどりが丘小学校の学級数・児童数の推計、また新木戸小学校のこれまでの学級数・児童数ならびに今後の学級数・児童数の推計、みどりが丘小学校の通学区域の町丁別年齢別児童数推計について説明をいたしました。続いて、これからの通学区域のスケジュールについてお示ししました。ご存じの通り、このように、本年7月に定例教育委員会より本審議会に対しての諮問があったこと、現在審議中のため、審議の方向性しかお伝え出来ないこと、令和2年7月に答申を出す予定であること、それを踏まえ、令和3年4月より通学区域の変更となる見通しであることをお伝えするとともに、現在本審議会において通学区域の変更となる地域が「緑が丘1丁目」及び「緑が丘西1丁目4番地、5番地、18番地から21番地」であること等を説明いたしました。ここままで皆様からご質問等はございますか。

審議会長

事務局からの説明で、質問がありましたらお願いします。ありませんか。ないようですので、続いて説明をしてください。

事務局員

それでは、前回の審議会でも審議となっておりました令和2年度1年生の対応についてご審議いただきたいと存じます。本日の審議1つ目となります。令和2年度1年生、いわゆる新就学者で変更の対象となる赤

色の地域にお住いの新就学者を対象として、学区自体は令和2年度もみどりが丘小学校となりますが、新木戸小学校の許可学区として、保護者の申し出により新木戸小学校へ入学できるようにしてよろしいでしょうか。村山会長及び審議委員の皆様、慎重な審議をどうぞよろしくお願いいたします。

審議会長 ただいま、事務局からありました説明についてご意見やご質問がありましたら、お願いします。いかがですか。

事務局案については、先日の住民説明会においても参加された方から要望もありましたし、以前の審議会でも話題になりました。

審議委員 許可学区が市内にいくつかありますが、今回の許可学区は、1年間ということでもよろしいですね。なるべく許可学区が増えることは八千代市の場合、ふさわしくないと思いますので。

審議委員 これは新1年生だけの許可学区なのですか。兄弟がいた場合はどうなりますか。

事務局員 ご意見ありがとうございます。新1年生のことを決めていただかないと兄弟のことも決めていけないものですから、まずはこの点についての審議をお願いします。

審議会長 以前から委員の皆様も新1年生の許可学区についての意見が挙がっておりまして、こちらは賛成でよろしいでしょうか。

審議委員 もちろんです。

事務局員 ありがとうございます。それでは、対象の地域にお住まいの方については次年度の1年間と限定されることとはなりますが、新木戸小学校への許可学区として教育委員会学務課が設定することといたします。保護者の皆様には、就学時健康診断の通知を今月上旬に送付することとなっておりますので、対象の方には、同封もしくは追って通知をお送りするようにいたします。また、手続等も就学時健康診断時に行えるように協議してまいります。

続いて、先ほどもご質問もありましたが、この審議に付随することといたしまして、説明会においても、下の子が新木戸小学校へ入学するのに合わせて、現在みどりが丘小学校に通っている兄・姉も新木戸小学校へ転校することはできるのかというご質問がありました。この点についてはいかがでしょうか。新1年生に兄弟がいる場合、下の子に合わせて新木戸小学校への転校を認めてもよろしいでしょうか。なお、前回の審議会でご質問をいただいております兄弟関係の人数についてはスライドの通りとなります。また、資料11ページにあります本市の就学指定校変更の許可基準においては、8の兄弟姉妹の通学している学校には通うことができることとなっております。村山会長及び審議委員の皆様、審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

審議会長 さきほどの委員からの話題もありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

- 審議委員 ぜひ、兄弟一緒に通えるようにしていただきたいですね。もちろん、家庭の事情でみどりが丘小学校と新木戸小学校で分かれて構わないという方がいてもいいと思いますが、保護者としては新1年生だけでなく、すでにみどりが丘小学校に通っている子であっても、新木戸小学校への転校はぜひ認めてほしいと思います。
- 審議委員 新1年生の兄、姉は、現在みどりが丘小学校に何人くらい通っているのですか。
- 事務局員 今年度の5月1日時点では、新1年生の対象となるお子さんが40名程度おり、その中で兄、姉がみどりが丘小学校に通っている児童は9名程度となっております。さきほどもお伝えしましたように、資料11ページの就学指定校変更の許可事由においては兄弟姉妹が通学する学校に通えるとなっております。
- 審議会長 委員の皆様、ご兄弟も許可学区の対象としてよろしいですか。
- 審議委員 ぜひ、そうしましょう。
- 事務局員 ありがとうございます。
- 審議委員 これは、新1年生の兄、姉の方だけですか。通学区域の変更対象地域に住んでいて、今はみどりが丘小学校に通っているけども、弟や妹が小さくて今後は新木戸小学校に入学する場合や近いから新木戸小学校に転校したいという子はどうなるのでしょうか。一緒に認めた方がいいように思います。
- 事務局員 ご提案ありがとうございます。説明会でも同様の質問を受けました。現在みどりが丘小学校に通っているお子さんをもつ保護者から今後、学区が変わるならば早めに新木戸小学校へ転校させてほしいというものでした。新1年生でなくても許可学区の対象者としてよいかご意見をいただきたいです。この点については2つの方法があるかと存じます。一つ目は許可学区の対象として令和2年度から新木戸小学校への転校を認めること。二つ目は正式な通学区域の変更である令和3年度になってから新木戸小学校への転校を認めること。委員の皆様、この点についてはいかがでしょうか。
- 審議委員 許可学区にすることによるデメリットはありますか。それがなければ、令和2年度から認めた方が子供のためにも保護者のためにもなりますよね。
- 審議委員 1年生の通学は上級生が付き添って学校に通っていますよね。今回通学区域が変更されると近所でも上級生はみどりが丘小学校に通って、1年生から新木戸小学校に通うことになると思います。そこで、上級生も一緒に令和2年度から転校できれば、通学の安全面からみてもいいことだと思います。
- 事務局員 デメリットというものは特にありません。正式な通学区域の変更が令和3年度からということで進めてきたため、さきほどのような選択肢を用意したところです。委員の皆様のご意見を伺っていると、許可学区の

対象となるのは、令和2年度この変更対象地域に住む小学生すべての子としてもよろしいでしょうか。

審議会長 それでは、変更対象地域に住む子は新木戸小学校に転校したいという申し出が認めるといふことでよろしいですか。

審議委員 ぜひそうしてください。

事務局員 ありがとうございます。それでは、許可学区の件は、保護者の申し出があれば新木戸小学校への転校・入学を認めるように設定させていただきます。審議1及びそれに付随するご審議本当にありがとうございました。

続きまして、本日の審議2つ目となります。先ほどの審議にもできましたように今後の審議のために改めて確認をお願いいたします。説明会でも資料2ページ(3)のように、学区変更に伴って学校も移らなくてはならないのか、(4)のように学区変更後もそのままみどりが丘小学校に通い続けられるのかという質問がありました。これまでの審議からも委員の皆様からは、通学区域の変更後も在校生はみどりが丘小学校に通い続けられるという方向でご意見をいただいております。

審議の2つ目は、令和3年度に通学区域が変更となっても、在校生はそのままみどりが丘小学校へ在籍してよいかです。参考の資料としましては、資料11ページの本市の就学指定校変更の許可基準においては、許可基準1にあるように通学の安全が学校の判断で確認されていれば、原則在籍している学校には、市内転居であっても卒業まで通い続けることができます。またこのように就学指定校の変更の事由が以前に比べ数多く挙げられていることは文部科学省の通知等に指定校の変更においては、児童生徒の転校における心理的影響というのも挙げられており、それを踏まえて許可基準が変わってきている経緯もございます。また、在校生の児童数に関しては、学区変更対象地域の児童が仮に新木戸小学校へ移ったとしても学級数はほとんど変わりません。今まで提示している資料6ページから9ページも参考のうえ、十分にご審議をどうぞよろしくをお願いいたします。

審議会長 ただいま、事務局からありました説明についてご意見やご質問がありましたら、お願いします。いかがですか。

審議委員 これについても先ほどから議論しているように、人数に問題がないならば、今まで通い慣れた学校から転校させる必要はないですね。

審議委員 私もそう思います。資料にあるように在校生がそのままであっても、新木戸小学校へ転校しても学級数に大きな違いがありませんよね。だったら、先ほどから話題になっているように今通っている子供たちはそのままみどりが丘小学校のままでいいと思います。

審議会長 委員の皆様からもご意見が出たように、在校生はそのままみどりが丘小学校に通学することとして、必要があれば、令和2年度から許可学区の対象として新木戸小学校に転校できるということにしましょう。

事務局員 ありがとうございます。それでは、在校生の在籍については、原則そのままとし、申し出があれば、転校することができる方向で調整してまいりたいと存じます。

それでは、審議の3つ目となります。3つ目は通学区域変更の対象となる地域の追加についてです。スライドおよびお手元の地図等をご覧ください。ご覧の地域は、吉橋1058番地ファインコート八千代緑が丘自治会になります。地図をご覧いただければわかるように、吉橋という地番ではありますが、この戸建住宅街は、住宅街から学校へ通学する場合、同じ吉橋地域へは行けません。道路がないのです。ピンクの箇所である南側の緑が丘1丁目にしか道路がつながっていないため、緑が丘1丁目を通ってからでないと学校に通うことができません。そうすると学区変更後は、この住宅街からは新木戸小学校学区を通ってからでないとみどりが丘小学校へは通うことができません。本市では、原則同一学区内で通学することとなっておりますし、場所によっては、このような事情により指定校変更を認めることもあります。

事務局からは以上のことから追加したいと検討いたしました。村山会長及び委員の皆様、審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

審議会長 ただいま、事務局から説明がありました。この地域は今後新木戸小学校の通学区域となる緑が丘1丁目を通らないと学校に通うことができないことから、今回の変更対象地域に加えたいということでした。ご意見やご質問がありましたらお願いします。

審議委員 ぜひ加えてください。

事務局員 ありがとうございます。それでは、この地域も追加いたします。もう1か所追加の検討をしている箇所がございます。こちらは、吉橋1083番地「八千代の杜」という低層集合住宅になります。なお、こちらは賃貸住宅と聞いております。こちらは、みどりが丘小学校開校時においては、工場跡地だった模様のため、通学区域の追加がなされておらず、吉橋ということで指定校は睦小学校及び睦中学校となっております。平成27年ごろから入居があったようですが、みどりが丘小学校の許可学区「吉橋工業団地工業用途地域」となっているため、現在は、こちらにお住いの学齢児童はすべてみどりが丘小学校へ通学しています。しかし、資料10ページにもありますように許可学区の対象は吉橋工業団地工業用途地域にあたるわけですが、本来この地域は、用途指定地域は工業地域や工業専用地域ではなく「第一種住居地域」となっておりました。また、本市の地区計画として、工場がなくなった後、平成22年11月30日に用途地域の変更が行われておりました。以上のことから、この地域は睦小中学校の学区ではなく、新木戸小学校及び高津中学校学区へ変更したほうがよいと考えます。なお、この地域も南側の緑が丘1丁目への道路でしか自動車ではいくことができないこと、歩行者は西側から通路を通ることは可能ですが、出た先は睦小中学校区であることから、今回の通学区域変更に伴い追加の

地域としたいと事務局から提示いたします。村山会長，委員の皆様審議お願いいたします。

審議会長 ただいま事務局から説明がありましたように，今まで工場があったところですが，現在は住宅が立ち並んでいる地域です。こちらも通学区域変更対象地域に加えたいとのことですが，ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

事務局案の提示通りでよろしいですか。

審議委員 ぜひそうしてください。

事務局員 ありがとうございます。それでは，当初の通学区域変更対象地域に，吉橋1058番地のファインコート八千代緑が丘自治会の住宅街と吉橋1083番地の八千代の杜集合住宅の2地域を加えてまいります。

審議会長 今回提示された八千代の杜付近はまだ工場がありますが，ここも工場がなくなって用途指定が変わればまた住宅に変わることもあるかもしれません。そういったことを考えると，今後のこの地域の状況をこまめに確認していく必要があると思います。

事務局員 会長の指摘通り，今後は用途指定を担当します市長部局との連携も取りながら緑が丘地域の動向を把握してまいりたいと存じます。なお，現時点では，用途指定の変更や新たな大規模開発の話題はございません。

審議会長 それでは，次の議事に移ります。許可学区について事務局から説明をお願いします。

事務局員 それでは，事務局から議事（2）許可学区について2つございます。

まずは，1つ目の吉橋工業団地用途地域の許可学区についてご説明いたします。本日の審議内容の4つ目となります。こちらは，バス通学の利便性と通学距離を勘案して，平成24年からみどりが丘小学校の大規模化に影響を与えることのない当分の間，保護者の申し出により就学指定校変更を行えることとなっております。確かに，みどりが丘小学校は確かに大規模になりつつありますが，この許可学区地域から通っている子は各学年数名でございます。果たしてこの学年数名が大規模化に影響を与えることとなるのかという点やバス通学でしか通えない睦小学校に対して徒歩で通えるみどりが丘小学校であるという点を踏まえて，この許可学区を今後，継続していくかどうか，ご審議いただきたいと存じます。

審議会長 ただいま事務局から説明のありました吉橋工業団地用途地域の許可学区についてご意見やご質問があればお願いします。

審議委員 人数的に問題がないならば，無理に取り消す必要はないですね。

審議会長 委員からも影響を与えるほどではないということから継続の方がよいという意見が多数ということですので，今まで通りとしましょう。

事務局員 ありがとうございます。許可学区設定の事由の中に影響を与えるという文言がありますので，引き続き状況を把握しながらも，当面の間は継続していくということで案内してまいります。先日の住民説明会においてご質問がありました件についてご審議ありがとうございました。

それでは、審議内容の5つ目であります。はぐみの杜の中学校通学区域にいての許可学区について説明いたします。

資料4, 5ページにもありますように説明会においてご覧のとおり、多くのご質問をいただきました。今回は審議の関係上すべてここで扱うことはできませんが、関連する内容としましては(17)のように、もともとの許可事由が6年間で、中学校の指定校変更をしようとする小学校6年生の時にすることから、本年度6年生まで高津中に通えと解釈される余地があった模様です。また、(18)のように、12月上旬には中学校の入学説明会があること、そこにおいて制服の説明等もあるようですので、今回一定の結論をお出ししなくてはなりません。

しかしながら、開発は進み、整備されてきていることは前回の審議会においてもご承知だと存じますが、現在緑が丘西地域の北側には大きな物流センターが複数建設されております。このような工事車両の動向については、まだ十分な把握ができていないところもございます。地域の皆様からは登校時間帯の様子を見るべきだとのご意見もいただいております。

繰り返しになりますが、12月の入学説明会前の最後の審議会ということから一定の結論を出す必要があると思いますので、事務局より、おおむね以下の3点をご提示いたします。1つ目は、付記に書かれたことは十分に達成されているということで、当初の付記通り許可学区は令和2年3月31日までとすること。2つ目は、許可学区については延長が望ましい。3つ目は、慎重な審議がより必要なため、審議延長とする。

以上の3点となります。村山会長、委員の皆様いかがでしょうか。

審議会長 ただいま、事務局からこれからの審議の方向性として3点提示がなされました。当然、中学校の通学区域の問題は慎重に審議が必要です。現在は陸中学校へ向かう道路についてはすべて舗装されました。しかし、住宅地が立ち並ぶ予定だった場所に物流倉庫のターミナルがいくつかできてきています。この点からも通学の安全性をどのように考えるかというのが新たな視点として必要となってきました。その点も踏まえまして、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

審議委員 どのような点をもって安全とするかの議論が必要だと思います。緑が丘西ではなく、八千代西高付近からはすでに通っている生徒がいるのですから、ここが安全ではないという考え方はおかしくなってしまう。そこで、緑が丘西地域で安全はどうなっているのかという議論ですが、新たに物流倉庫ができていますので心配だという意見が保護者や地域からも出ているんですよ。

事務局員 確かに慎重な審議が必要なのは間違いありません。しかし、年内の審議会の予定は本日が最後となりますので、本審議会でききほどご提示した3つの中から少なくとも許可期間を令和2年3月31日までとして、現在みどりが丘小学校に通う6年生は陸中学校へ進学するのみとするのか、それ

とも審議延長とすることで6年生に高津中学校も選べるようにするのか、この点だけでも本日の審議会で明確な方向性を示していただく必要がでてきます。そうでないと、今の6年生の進学に影響がでるからです。許可期間についてどうしていくのがよいかご審議いただけますでしょうか。

審議会長 緑が丘西地域の保護者や地域の方々からは、緑が丘西地域に小学校はあるのに、中学校がないことが困るということから新設校の希望もあるようですが、私たち通学区域審議会としましては、現在は中学校が地域内になく、主にみどりが丘小学校の南側は高津中学校に通い、北側は睦中学校に通う通学区域となっていることから、この北側の地域の高津中学校への許可学区期間を予定通り今年度末にするのか、それとも審議延長にするのかということ議論しなくてはなりませんね。説明会での保護者の意見では制服の注文もあるのだから、早く教えてほしいとの声もありました。とはいえ、拙速に判断することは難しいと個人的には思いますし、慎重な審議が必要だと思っておりますので、審議延長が望ましいと考えておりますが委員の皆様はいかがでしょう。

審議委員 質問なのですが、許可学区を延長するとしたら、保護者の意見としては高津中学校に進学したいということなのですか。もしそうだとするならば、多少許可学区対象の生徒が増えることに対して、高津中学校の教室数は対応できるのですか。

事務局員 はい。当面は高津中学校の教室数に問題はありません。また、今年度の対象となる生徒数も十数名となっておりますので、それほど学級数に大きな影響を与えることはありません。もちろん、地域の皆様に心配をかけ続けることとなりますので、審議延長となってもどこかで結論を出さなくてはならないと思います。

審議委員 審議の延長となると、少なくとも現在の6年生は今まで通り、高津中学校を選ぶことができるということになるのですよね。延長の期間はどのようなのでしょうか。

事務局員 まずは、今の6年生のために審議していただきたいと思います。ただ、期間については委員の皆様の審議をもって決定していく必要があると思います。

審議会長 さきほどは、高津中学校の教室数が大丈夫と聞いていますが、仮に許可学区を取りやめてみどりが丘小学校の北側の皆さんが睦中学校に通うようになったら、睦中学校の教室数は大丈夫なのですか。睦中学校は高津中学校のように大きくないですね。

事務局員 私立進学率等も加味しなくてはなりませんので、確実なことはいせんが、みどりが丘小学校や睦小学校の私立進学する生徒数を差し引いて予測してもここ数年は教室数に大きな影響を与えることはありません。しかし学年が下がるにつれ、生徒数が増えてきますので、動向次第では教室数が厳しくなる可能性があります。

審議委員 高津中学校があまり増えていないように思うのですが、これだけ小学校

の児童数が増えてきているのに、高津中学校は大丈夫なのですか。

事務局員 高津中学校の学区は、みどりが丘小学校の児童だけでなく、他3校の小学校の児童が入り、特に高津小と西高津小からの生徒数は減少傾向にあります。また、今回のみどりが丘小学校と新木戸小学校の通学区域の変更について審議していただいているところですが、八千代緑が丘駅北側の大型集合住宅では、未就学児のお子さんが多く、その子たちが中学校に進学するのは十年近く先になるため、現在の生徒数推計では、それほど大きく変わらないこととなっております。

審議委員 なるほど。わかりました。しかし、長い目で見ると未就学児のお子さんの数もこれからは考えて審議していく必要がありますね。

審議委員 確かに今の6年生は大丈夫そうですね。しかし、今の5年生の保護者も不安に感じていると思いますので、延長には賛成ですが、審議のめども考えていかないとなりませんね。

審議委員 ところで、高津中学校の東側には東高津中学校がありますが、ここはそれほど生徒数が多くないですよ。高津中学校に進学する生徒の一部を東高津中学校にすることはできないのでしょうか。

事務局員 画面上にあります地図をご覧ください。高津中学校の通学区域は北西方向に偏っておりまして、東高津中学校へ進学させようとする高津中学校のすぐ脇を通っていくことになったり、高津中学校を通り越して通ったりすることになります。現実的には厳しいと考えられます。

審議委員 そうですね。目の前に今まで通えた中学校があって、それが遠い中学校に行ってくれて言うのは地域の方々から厳しい意見が出るのが容易に想像つきますね。ただ、高津中学校の生徒数が今後膨れ上がっていくとになったら、改めて市内全域の通学区域も考えていく必要もあるかもしれません。

事務局員 細かい点ばかりでなく、全市的な視点でご検討いただき、ありがとうございます。それでは、委員の皆様、審議のほどいかがでしょうか。

審議委員 6年生の子どもたちやその保護者の方にご迷惑をおかけしたくはないですから審議延長が望ましいと思います。そして、安全性についてはまだ納得できる点がそろってないと思うので、その点を明確することが大切になってきます。だから、今後の審議でその点を議論する必要する必要がありますよね。審議延長したうえで、期間については、次回以降の議論としていきたいですね。

ただ、許可学区の生徒は高津中学校までかなり遠いですよ。もちろん学区通りの生徒さんもかなり距離がありますよね。私の子が通う予定の大和田中学校でもだいぶ遠いと思っていたのですが、みどりが丘小学校の子たちは高津中学校まで距離がありますね。部活動で何度も往復しているんですか。

審議委員 許可学区の生徒は学区変遷の過程で例外的に自転車を認めているところですが、高津中学校は原則徒歩での通学となっております。これは、通学の

際に八千代緑が丘駅や国道296号と人や交通量の多いところを歩いて学校に来なければならないからです。生徒の安全はもとより、これ以上に自転車通学が増えることで地域全体の安全面に影響を与えることが考えられるため、自転車通学を広げていくことは厳しい現状です。とはいえ、通学に30分以上かかる生徒もいるため、学校では、再登校することなく部活動を実施したり、最終下校時刻を見直したり、学習用具の持ち帰りについて検討したりしています。

事務局員 自転車通学の要望も出ているようですが、高津中学校として再登校をなくしたり、下校時刻を見直したりなど対応をしてくださっていて大変ありがたいです。ありがとうございます。

審議会長 私が住む睦地域では、睦小、中学校以外にも八千代西高校の生徒や秀明八千代の生徒さんが自転車で通っていて、自動車のほうがよけて通っていることもあります。自転車通学の安全面も今後の議論では大切になりますね。ただ、制服を注文する関係上、早めに決めていく必要がありますね。

事務局員 今までのご意見から、審議は継続していく必要があるということで許可学区の許可期間は少なくとも1年以上は延長ということではよろしいでしょうか。

審議委員 そのような形でお願いしたいです。

審議会長 それでは、高津中学校への許可学区の許可期間については、今後も継続的に審議が必要ということで、許可期間は延長することとしましょう。今後、慎重に審議していきますので、委員の皆様もよろしく願いいたします。

事務局員 ご審議ありがとうございました。それでは、今後も審議が必要ということとなりました。そのため、許可学区期間も延長とせざるを得ませんので、取り急ぎ本年度6年生の中学校入学については、保護者の申し出があれば高津中学校の入学を認めることといたします。学校を通じて、保護者には伝えるようにいたします。

それでは、今後の日程についてお知らせいたします。変更対象の地域及び次年度の対応について決まってきましたので、今後は、通学区域変更後の経過措置についてご審議いただく予定でございます。地域の皆様の声の中には、みどりが丘小学校へ入学するために住宅を購入したとおっしゃっている未就学児の保護者様も数多くいらっしゃいます。今回の審議においても用いた就学指定校変更の許可事由であったり、新木戸小学校や村上小学校の通学区域変更等の過去の事例であったりしたのも踏まえながらご審議いただきたいと思います。

加えまして、変更となる通学区域の再検討も次年度に向けた新しい人口数等も踏まえながら考えていく必要がある場合もありますので、ご承知おきください。また、はぐみの杜中学校通学区域の許可学区の延長審議に加え、保護者地域の皆様からのご要望へのご対応も入ってまいりますので、今後とも継続して慎重な審議をお願いいたします。

なお、本年度は当初3回の審議会の予定でございますが、慎重な審議が必要なため、本年度第4回の審議会を開催いたします。年明けの予定でございますが、まだ日時が未定でございますので、通知をもってお知らせいたします。

また、審議委員の皆様の任期が10月12日までとなっております。皆さま改めて、審議委員の皆様の任期に関するお願いになります。みなさまの任期ですが、平成29年10月13日から令和元年10月12日の2年間を基本としておりました。PTA会長様や校長先生方におきましては、今年度のご担当としてPTA連合会や校長会から推薦をいただいているので、10月13日以降も継続になりますが、村山会長を始め、鷹野委員、周郷委員、小竹委員は任期が切れることとなります。しかしながら、教育委員会といたしましては、重要かつ継続的な審議が続いております。今までの通学区域の経緯を熟知していらっしゃる皆様ですので、ぜひ来期も継続していただきたいと考えております。4名の委員のみなさまには、後日ご連絡いたしますので、前向きにご検討をお願いいたします。

審議会長
事務局員

ありがとうございます。その他にございますか。

学校適正配置検討委員会が開催されましたので、その点についてお伝えいたします。令和元年9月24日に第1回八千代市学校適正配置検討委員会を開催いたしました。そこでの議題は2つございました。1つ目は八千代市内の小中学校の適正規模における現状の確認。2つ目が八千代市における小中一貫教育の推進でございます。具体的に申しますと、1つ目は八千代市第4次総合計画地域別計画から地域の特性と課題の確認、地域にある小中学校の学校規模の確認、児童生徒数推計の3つの視点から地域ごとの現状を確認いたしました。2つ目としましては、今後、適正配置を進めていくためには学校の統合も検討事項となります。さらに、統合する際には小中一貫校として統合することも考えられることから、八千代市としての小中一貫教育の基本方針の策定に向けて、学校適正配置検討委員会で審議し、教育長へ報告することといたしました。つきましては、小中一貫教育に対する認識について委員の皆様と共通理解を図りました。今後は、小中学校の適正配置について引き続き審議するとともに、小中一貫教育の基本方針について検討していく予定となっております。

審議会長

ありがとうございました。皆様、他にございますか。ないようですのでこれをもちまして令和元年度第3回八千代市通学区域審議会を終了いたします。ありがとうございました。